

砂防法第29条及び第30条並びに砂防指定地内における行為の規制に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による処分に係る処分基準

1 砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）第29条又は砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成15年愛知県条例第4号。以下「条例」という。）第8条第2項に基づく条例第4条第1項の許可を受けた者に対する処分（違反行為を対象とした処分を除く。）は、次の各項のいずれかに該当する場合に行うことができる。

なお、処分を行う場合におけるその処分の内容は、治水上砂防の観点から真に必要な範囲において、比例の原則に照らし、相当と認められるものとする。

- (1) 砂防工事（法第1条に規定する砂防工事をいう。）のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

2 法第29条若しくは第30条又は条例第8条第1項に基づく違反行為を対象とした処分は、次の各項のいずれかに該当する者に対し、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができる。

なお、処分を行う場合におけるその処分の内容は、比例の原則に照らし、違反の程度や治水上砂防の支障の程度から相当と認められるものとする。

- (1) 条例若しくは条例に基づく砂防指定地内における行為の規制等に関する規則（平成15年愛知県規則第39号）の規定又は条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) 条例第4条第3項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正の手段により条例第4条第1項の許可を受けた者

※ 注意

「治水上砂防」とは、おおむね次のような内容をいう。

土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面浸食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦横浸食を起こすことによって絶えず行われており、これにより生産された土砂も不断に下流の河川へと流送され、あるいは台風や梅雨等による異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は、河状を常に変化させ、また、河床上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。

このような土砂の生産を抑制し、流出土砂を扞止調節することによって災害を防止することが「治水上砂防」とされている。